

北海道PCB廃棄物処理事業

拡大要請を受け入れ

環境省から要請を受けた、道外15県のPCB廃棄物処理を受け入れることとし、安全性の確保や情報公開、地域密着型の事業などを、受け入れの条件として、国に提示しました。

北海道と室蘭市の受け入れ条件をあわせて掲載します。

基本的な考え方

北海道内分のPCB処理を受け入れる際に策定した「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的な考え方」と、受け入れ条件の遵守
PCB廃棄物処理事業全般の統括と、日本環境安全事業などに対する責任をもった指導・監督
先行する事業の経験・知見の活用と北海道の地域特性を十分に考慮した安全性の確保

安全性の確保のための条件

3つの項目を柱とした受け入れ条件を国に提示しました。

国への受け入れ条件

昨年11月14日に、東北地域など15県のPCB廃棄物について、室蘭市の処理施設で受け入れるよう環境省から要請がありました。
市民説明会での意見や市議会での論議を踏まえ、様々な面から検討した結果、受け入れ条件の承諾を前提に要請を受け入れることになりました。

処理時の安全性

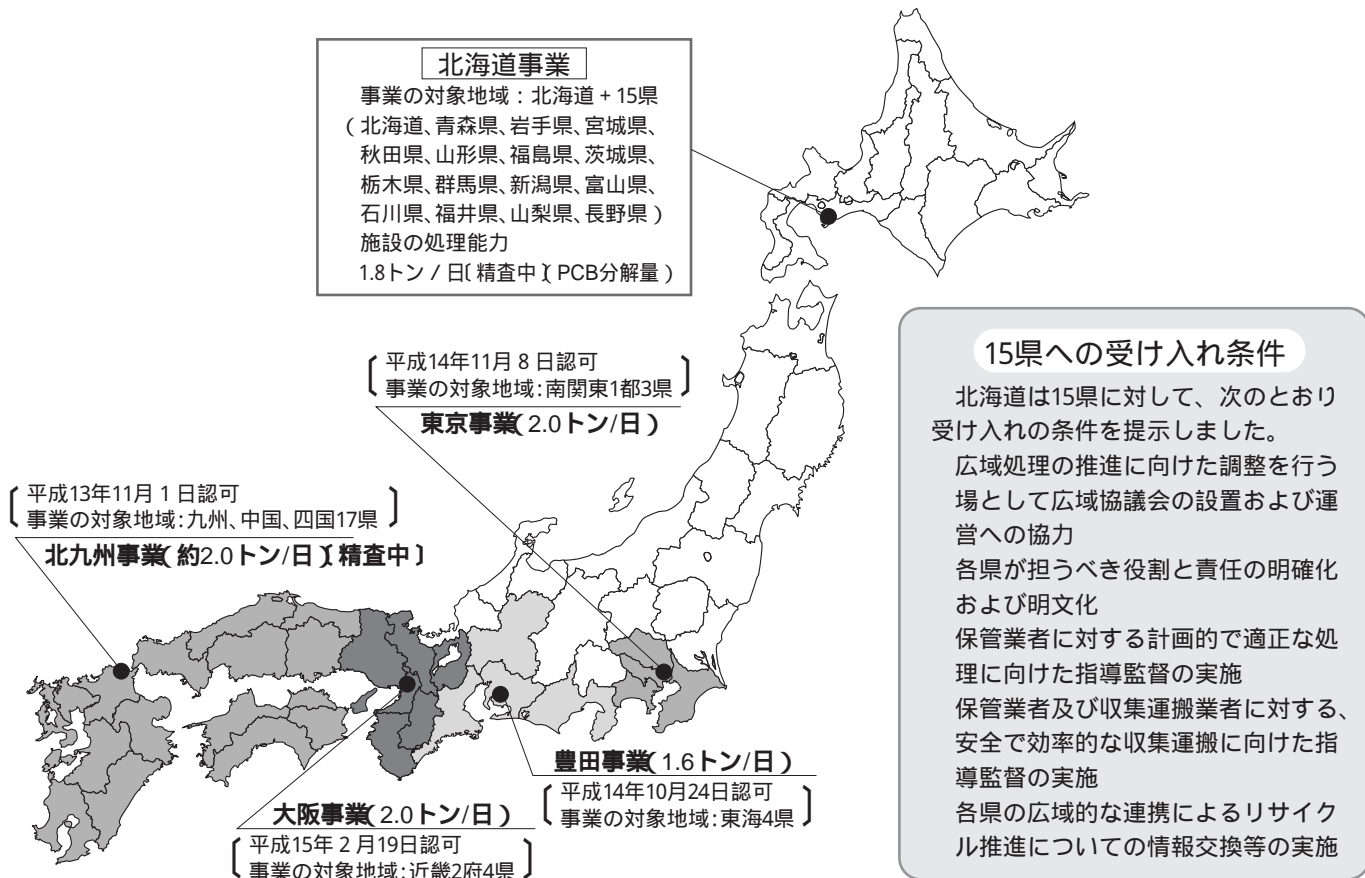
胆振管内に保管されているPCB廃棄物を用いた処理の安全性などの検証・確認を行い、その上で道外分を含めた処理を実施
処理施設からの排気による環境負荷の低減に向けた排出目標値の設定

収集運搬時の安全性

運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、位置確認システムの導入など、適切な運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用による漏えい防止対策の実施
運搬車両などの運行状況や処理施設への搬入状況などがわかる情報提供システムの整備
安全性確保のため、公道から処理施設への専用アクセス経路の確保

廃棄物処理法の設置許可を受けた実績のある処理技術の採用
処理工程からの排水を室蘭港などへ排出しない処理システムの採用
安全性と確実性の確保のため、施設全体を一体的なシステムとした技術評価など、総合的な評価による処理方式の選定
処理にともなう残さ物などのリサイクルと適正な処理の実施
北海道内分PCB廃棄物の処理期間の短縮

日本環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理事業



緊急時の対応処置体制の構築

情報公開

情報を集約・管理し、提供する機能を持ったPCB処理情報センター(仮称)の設置と市民が利用しやすいような設置場所についての配慮

地域密着型の

事業とするための条件

処理施設の建設と運営への地元企業、人材などの活用
 資・機材の地元での調達や優先雇用
 施設建設から操業運転に関する一貫した責任体制の確保と、緊急時対応のための地域技術と一体となった体制整備
 施設立地場所の借地、専用アクセス経路の設定など、土地所有者との十分な協議
 処理施設での緑地の活用などによる環境整備

環境産業集積基盤の

強化等について

処理事業に係る調査研究など地元大学・企業等との共同研究・実証試験等への支援
 環境産業拠点形成に向けた、環境

研究・教育研修分野などへの具体的な方針の提示や環境産業の推進環境に配慮した地域産業の展開やまちづくりについての支援

これらの条件を、3月31日に北海道とともに環境大臣に直接提示し、環境省より承諾を得ました。

新宮市長の受け入れ条件を小池環境大臣が承諾(写真提供...室蘭民報社)



北海道、室蘭市の受け入れ条件と環境省の回答は、それぞれ北海道、室蘭市のホームページに掲載していません。

〈詳細〉

室蘭市：企画課(環境産業推進)

☎ 25 2704

北海道：環境生活部環境室循環型社会推進課 ☎ 011・231・4111

(内) 24・322